

税 理 士 法 人 和
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9MG 大手前ビル6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118
東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町5番地40・6F
Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

December, 2015

なごみ便り

www.101dog.co.jp

「プライバシーマーク」付与適格事業者に認定されました

「社会保険労務士法人 和」が平成 27 年 11 月 16 日付でプライバシーマーク付与適格事業者に認定されました。

プライバシーマーク制度は、日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム 要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度です。

とりわけマイナンバー制度の導入で、個人情報等の取り扱いがこれまで以上に厳しくなる昨今、なごみグループとしては、顧問先の皆様の大切な個人情報等の取り扱いを、多く委託いただく立場にございます。今回のプライバシーマーク付与適格事業者の認定をはじめ、今後も引き続き皆様により安心して個人情報等をお預けいただけるよう邁進する所存でございますので、宜しく願い申し上げます。

< 参考 >

日本全国でプライバシーマーク付与適格事業者に認定されている社会保険労務士法人(事務所)は平成 27 年 11 月 17 日現在 81 社あり、そのうち大阪府は 4 社ですので、弊社が 5 社目ということになります。



「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」に認定されました

社会保険労務士法人 和が、平成 27 年 9 月 1 日付で、大阪市女性活躍リーディングカンパニー(二つ星認証)に認定されました。



大阪市では、女性にとって働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組む企業等を市が一定の基準に則り認証し、当該の企業等が社会的に認知されることでその取組みが広く普及するよう、「女性活躍リーディングカンパニー」認証を実施しています。

このたび認証取得した際のノウハウを活かし、お客様の認証申請もフルサポートさせていただきます。ご興味のある事業主様は是非弊社までお問い合わせください。

< 参考 > 大阪市内で「女性活躍リーディングカンパニー」の認定を受けた社会保険労務士法人(事務所)は平成 27 年 11 月 17 日現在で 2 社目となります。

認証レベル基準

(二つ星認証) 制度面の整備に加え実績が伴う企業等

(一つ星認証) 制度面が整備されており今後実績があがるのが期待できる企業等

「女性活躍推進法」が成立しました

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定されました。

また、平成 28 年 4 月 1 日までに国・地方公共団体、301人以上の労働者を雇用する事業主様は、(1)自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、(2)その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、(3)自社の女性の活躍に関する情報の公表を行わなければなりません(300人以下の中小企業は努力義務)。

詳しくは厚生労働省 女性活躍推進法特設ページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

「ストレスチェック制度」が始まります

平成 26 年改正労働安全衛生法に基づき、今年 12 月より従業員 50 人以上の事業所において、年 1 回の「ストレスチェック」の実施が義務付けられます。

近年、職業生活において強いストレスを感じている労働者の割合は高い状況で推移しており、精神障害の労災決定件数が過去最多を更新(平成 26 年度:497 件)するなど深刻な状況が続いています。このような状況を受け、過重労働の抑制という労働の「量」の側面だけでなく、過重労働以外の要因からも生じるメンタルヘルス不調に対する労働の「質」の側面からも管理するという観点から「ストレスチェック」が制度化されました。

事業主に課される義務は次の通りです。

(従業員が 50 人以上の全事業所について)常時使用する従業員に対するストレスチェックを実施することにより高ストレスと判定され、かつ申出を行った従業員に対して医師の面接指導を受けさせること
の後、医師の意見を聴いた上で必要に応じた就業上の措置をとること

なお、従業員 50 人未満の事業所においては努力義務となっておりますが、従業員の「心の健康」を保つことは、会社が従業員に対し安全に業務に従事できるよう必要な配慮をする義務(安全配慮義務)を果たす上で欠くことのできない要素と言えます。この機会に「メンタルヘルス対策」に取り組まれてはいかがでしょうか。

(文章担当:畑田、床田、土田)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は次月のなごみ便りに掲載いたしますので、ぜひ挑戦してみてください！

Q. 「め」,「はな」,「は」はあるけど、「くち」や「みみ」がないものは？

先月の Q. しゃぶしゃぶ、おすし、焼肉。名探偵が一番好きなのはどれ？

先月の答え: おすし(推理 = 酔入り だから)